

令和3年度介護報酬改定説明会 兼 令和2年度集団指導

姫路市資料（居宅介護支援事業所向け）

姫路市監査指導課

令和3年3月24日

1 報酬改定について P. 3

- (1) 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）について
- (2) 医療機関との情報連携の強化について
- (3) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価について
- (4) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保について

▶監査指導課 事業所指定担当：電話 079-221-2490

2 居宅介護支援事業所における管理者要件について P. 9

令和3年4月1日以降、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合を除き、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとされました。この改正の経過措置など、詳しくは9ページ以降をご確認ください。

▶監査指導課 事業所指定担当：電話 079-221-2490

3 特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について

令和3年4月1日から、特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について、厚生労働省の解釈に基づき取り扱いを変更します。詳しくは、ホームページをご確認ください。

▶監査指導課 事業所指定担当：電話 079-221-2490



ID:9291

4 ケアマネジメントの基本方針について

姫路市では、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、ケアマネジメントのあり方を本市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、基本方針を定めています。

介護支援専門員の皆さんにおかれましては、基本方針などに基づいた運営にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

▶介護保険課 計画・庶務担当：電話 079-221-2923



ID:10248

5 福祉用具のショートステイ期間中の利用について

福祉用具貸与は、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むために利用するサービスであり、例外的な取り扱いを除き、居宅以外で利用することを想定していません。しかしながら現在、ショートステイを居宅に戻らずにひと月以上継続して利用しているにも関わらず、その間、福祉用具貸与のサービス実績がある被保険者が散見されます。

ショートステイ先に持ち込んで利用している、または利用していないのに貸与の実績があるという状態は適正な介護給付とは言えません。例示したようなケアプランを立てられている場合は、適切であるかどうか再確認してください。今後、給付実績から適正に介護給付が行われているかどうかを調査する予定ですが、過誤を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

▶介護保険課 給付担当：電話 079-221-2449

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1

概要

【居宅介護支援】

- 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。
- イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。
- ウ 特定事業所加算（Ⅳ）について、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。

単位数

< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅰ） 505単位/月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅱ） 407単位/月
特定事業所加算（Ⅲ） 300単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅲ） 309単位/月
なし	⇒	特定事業所加算（A） 100単位/月（新設）
< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算（Ⅳ） 125単位/月	→	特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

算定要件等

【特定事業所加算】

算定要件	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

特定事業所医療介護連携加算 125単位

- | |
|---|
| (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 |
| (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定 |
| (3)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること |

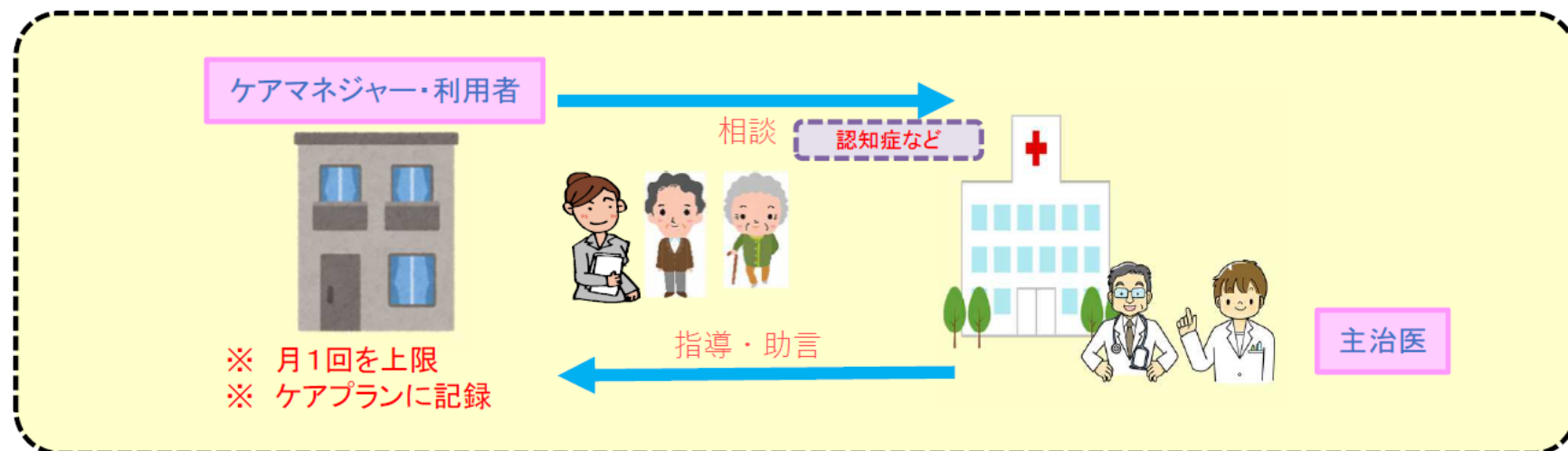
2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

概要	【居宅介護支援】
<p>○ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】 R3.1.13 諮問・答申済</p> <ul style="list-style-type: none"> 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 	



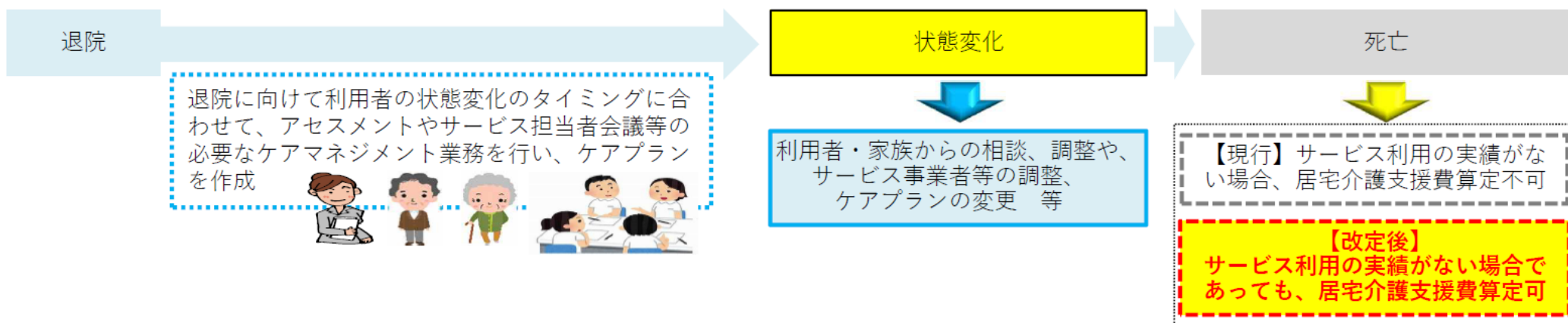
2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

概要	【居宅介護支援】
○ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	<改定後> ⇒ 通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)
算定要件等	
<ul style="list-style-type: none">・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	



2.(6)④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。【通知改正】</p>	
単位数	
<p><現行> サービス利用の実績がない場合は請求不可 ⇒ <改定後> 居宅介護支援費を算定可</p>	
算定要件等	
<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること ・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと 	



5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

 - ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。
 - イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

老振発 0605 第 2 号
令和 2 年 6 月 5 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

平成 30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）を改正し、平成 30 年 4 月 1 日より、居宅介護支援事業所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更した。その際、令和 3 年 3 月 31 日までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の人材確保の状況に関する議論が行われ、令和元年 12 月 17 日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」がとりまとめられた。この審議報告を受けて、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

平成 30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

1 管理者要件（改正省令第1条）

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（別添）を保険者に届出した場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

第三 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和2年(2020年)9月30日

居宅介護支援事業所 管理者 様

姫路市監査指導課

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月5日に厚生労働省より、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（令和2年厚生労働省令第113号。）が発出されました。

本市においても当該改正省令により、「姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第59号）」を改正予定であり、それに基づき、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることを求めることとなります。

つきましては、別添の資料を確認してください。

〔問い合わせ先〕

姫路市監査指導課

事業所指定担当

電話：079-221-2490

■主任介護支援専門員の配置について

(令和2年9月30日作成)

問1 令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、必ず主任介護支援専門員でないといけないのか。

(答)

主任介護支援専門員である必要があります。

ただし、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

問2 令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者の急な退職により、主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった場合はどのようにすればよいか。

(答)

令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合、主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書(別添)を届出する必要があります。

※不測の事態

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居(異動や転勤を命じた場合は不可) 等

問3 主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった理由等を届け出た場合、猶予期間はどれくらいか。

(答)

届出があった日から最長1年間、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予します。

なお、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することがあります。

問4 1年間猶予されても主任介護支援専門員を管理者として配置することができなかった場合、どうすればよいか。

(答)

1年間猶予するも主任介護支援専門員を管理者として配置することができなかった場合は、直ちにその旨を報告してください。猶予期間を延長することが認められない場合は、休止届を提出してください。

問5 令和3年4月1日以降、新しく居宅介護支援事業所の指定を受ける、又は管理者の変更をする場合、管理者は主任介護支援専門員である必要があるか。

(答)

新しく居宅介護支援事業所を開設する場合、管理者は必ず主任介護支援専門員でなければなりません。管理者を変更する場合は、問2記載の不測の事態があった場合を除き、管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。

(宛先) 姫 路 市 長

姫路市使用欄 (No.)

管理者確保のための計画書

介護保険事業所番号	2	8							
-----------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ	
	名称	
事業所等の名称	フリガナ	
	名称	

1. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由（※該当する理由に○をつけること。）

- 1 本人の死亡や、長期療養など健康上の問題の発生
- 2 急な退職や転居（※添付書類として、退職届や雇用契約書等の写しを提出すること）
- 3 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる
- 4 その他（)

2. 1. の理由が解消される見込み

※解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期（最長1年間）を具体的に記載すること。

上記理由により、当該計画書を提出します。

年 月 日

(法人名) _____

(代表者名) _____

※当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではありません。

※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があると認められる場合、当該届出をした日から最長1年間猶予することとなりますが、管理者が確保された場合又は1年間猶予しても管理者が確保できなかった場合については、直ちにその旨を報告してください。